

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プラン

～我孫子で育つ 子ども達の笑顔のために～

計画期間：令和8年度～令和11年度



我孫子市教育委員会
令和8年4月（改訂）

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
4. 関連する取組、今後のフォローアップについて	10

はじめに

我孫子市教育委員会では、学校教育の質の向上を目指し、学校職員が心身ともに健康でゆとりを持ち、子ども達と向き合える環境を整備するために、平成31年4月に「我孫子市立小中学校職員の働き方改革プラン～我孫子で育つ 子どもの達の笑顔のために～」を策定し、これまで行事の精選や内容の見直し、音声電話対応の導入、部活動ガイドラインの策定等教職員が充実した教育活動に従事できるよう業務改善の取組を進めてきました。

令和4年度には、新学習指導要領やGIGAスクール構想等教育課程の大きな変化や新型コロナウイルス感染症対策等への新たな課題への対応など、国や県等が示す目標に達していなかったことから、更なる業務改善を進めるためプランの一部を見直しました。また、教育課程外の部活動についても、働き方改革を実現しつつ、より効果的で有意義な部活動を実現するため「部活動の在り方に関するガイドライン」を変更し取り組んできました。

更に、令和5年の、「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査等や「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）等を踏まえた千葉県「学校における働き方改革プラン」の改訂を受け、更なる業務改善を進めるために令和6年9月にプランの見直しを図りました。

しかしながら、教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっており、教育職員が業務を行う時間の上限を示されたことにより1箇月時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、依然として業務が長時間に及ぶ教育職員も多く、各学校における取組状況に差が見られるなどの課題があります。

このことから、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっています。

また、業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組む、学校及び教育職員が行う業務全体を縮減していく姿勢が必要です。その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教育職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教育職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが重要です。教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な方策を進める必要があるなか、学校における働き方改革を一層推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）において新たに設けられた業務量管理・健康確保措置

実施計画の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、引き続き取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要となります。

本プランは、こうしたことを踏まえ、給特法第7条第1項に基づき、市立学校の学校職員の業務量の適切な管理及び健康及び福祉の確保を図るために改訂するものです。

我孫子市教委育委員会

教育長 丸 智彦

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

学校教育の質の向上を目指し、学校職員が心身ともに健康でゆとりを持ち子ども達と向き合える環境を整備する。

(2) 本市の現状

- 本市では、平成31年4月に、所管に属する学校職員の在校等時間の上限に関する方針として、「我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プラン」（以下「プラン」という）を定め、学校職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教諭等（※）の時間外在校等時間の状況について、令和5年度から令和7年度までの11月の状況は以下のとおりであった。

※教諭等：教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、事務職、臨時的任用教諭・職員

【令和5～7年度の教諭等の時間外在校等時間（11月）の状況】

調査時期	学校	時間外在校等時間（平均）	前年比	月45時間を上回る割合	うち月80時間を上回る割合
R7.11月	小学校	27:03	▲10:28	13.74%	0%
	中学校	59:13	▲2:25	52.75%	15.38%
R6.11月	小学校	37:31	▲4:06	22.62%	0.60%
	中学校	61:38	▲0:11	58.03%	18.65%
R5.11月	小学校	41:37	▲1:58	35.65%	1.16%
	中学校	61:49	▲5:54	64.25%	22.80%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が中学校で高くなっている。部活動指導や生徒指導などの業務の負担感が大きく、今後、部活動の地域展開等を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本プランを改訂するものである。

2. 目標

学校教育の質の向上を目指し、学校職員が心身ともに健康でゆとりを持ち、子ども達と向き合える環境を整備する。

本プランにおいて達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

「学校職員の勤務時間等に関する規則」で定める業務量の適切な管理

① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする

〈進行表〉

	R7.11月	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校	86.26%	88%	92%	96%	100%
中学校	47.25%	55%	70%	85%	100%

② 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

〈進行表〉

	R7.11月	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校	27時間3分	27時間	→		27時間
中学校	59時間13分	55時間	45時間	35時間	30時間

③ 1年間における時間外在校等時間は360時間とする

〈進行表〉

	R7.11月	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校	—	324時間	→		324時間
中学校	—	660時間	540時間	420時間	360時間

※児童生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合

・1か月の時間外在校等時間100時間未満とする

・1年間の時間外在校等時間720時間以内とする

(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6月まで)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【直近の実績値】

① 年間の年次有給休暇

小学校の平均取得日数を年18日以上にする 【R6年度17.5日】

中学校の平均取得日数を年15日以上にする 【R6年度12.5日】

〈進行表〉

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校	17.5日	17.6日	17.7日	17.8日	17.9日	18.0日
中学校	12.5日	12.8日	13.0日	14.0日	15.0日	16.0日

- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%以下とする
【R7 小学校：5.9% 中学校：9%】

〈進行表〉

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校	5.9%	→			5.9%
中学校	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%	7.0%

- ③ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする
【R7実績 小学校：77 中学校：88】

〈進行表〉

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校	77	→			77
中学校	88	86	84	82	80

- ④ ストレスチェックにおける質問項目「あなたは普段の仕事に働きがいを感じますか」の回答のうち「そうだ」・「まあそうだ」の割合を100%目指す
【R7実績 小学校：94.1% 中学校：91.5%】

〈進行表〉

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
小学校	94.1%	95%	97%	99%	100%
中学校	91.5%	93%	95%	97%	100%

3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本プランの期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類(※)」における人員体制の確保

※公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針第2章第3節(2)に定める「業務の3分類」

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

【市教委が行うこと】

- ・全小学校に安全管理員を配置し、登下校の見守りや学校敷地内・周辺の巡回及び不審者対応など子どもの安全確保を図る。
- ・PTA、学校運営協議会、地域学校協働活動推進員、地域の見守り隊等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外見守り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

【市教委・警察が連携して行うこと】

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)(「3分類」③関係)

【市教委が行うこと】

- ・給食費の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、令和9年度予算を目途に公会計化を実施する。
- ・教材費や修学旅行費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等、公会計化に向けた検討を進める。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

【市教委・地域学校協働本部が行うこと】

- ・市内全小中学校に設置している学校運営協議会の委員に地域学校協働活動推進員が入り、地域学校協働活動本部運営委員会の関係者間の連絡調整等を行う。

◆保護者等からの過剰な苦情等に対して、教育委員会等の行政との連携(「3分類」⑤関係)

【市教委が行うこと】

- ・学校だけで解決が難しい事案については、学校、教育委員会及び市長部局が連携するとともに、市の顧問弁護士の活用についても検討する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

【市教委が行うこと】

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出さ

れる調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・学校事務体制の強化のため、引き続き学校事務の共同実施を推進する。

【学校が行うこと】

・学校組織における総務・財務等の専門職である事務職員が管理職や他の学校職員との適正な連携・分担の下、専門性を生かして、より主体的・積極的に校務運営に参画できる体制を整備する。

・校長は、事務職が教頭とともに校長を経営面から補佐できるよう、教頭と事務職員間での情報共有を常に意識する。ただし、各学校の事務職員に過度に業務が集中することにならないよう各学校では配慮する。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

【市教委が行うこと】

・令和7年9月に保護者連絡システム、校務支援システムと連携したホームページ作成システムを導入したことにより、各校のホームページ作成・管理の簡易化・効率化を図る。

【学校が行うこと】

・各校で作成した学校ホームページポリシーを遵守し、児童・生徒、保護者、地域住民等へ適切に情報の周知を行う。

◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

【市教委が行うこと】

・令和7年9月から教育DX（教育データ活用・校務DX）に係るソフトウェア及びシステムを導入したことにより、情報共有の円滑化や学びの個別化及び自立化を図っていく。

・我孫子市教育委員会教育情報セキュリティ対策委員会を設置し、我孫子市教育委員会における情報資産の保全対策を推進する。

・職員の勤務実態の把握に努め、本プランの効果検証やワーク・ライフ・バランスの改善に活用していく。

【学校が行うこと】

・管理職は、システムにより職員の時間外在校等時間を管理するとともに各個人の勤務時間月集計を把握させ、職員が自分の働き方を振り返る機会を設ける。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

【市教委が行うこと】

・全小学校の水泳指導を引き続き民間業者に委託し、教職員の施設維持管理の負担を軽減させる。今後、中学校の水泳指導については、施設等の老朽化により着衣泳等の民間委託を検討する。

・平日の夜間及び休日の市内小中学校体育館等の地域開放施設の管理業務については、引き続き教育委員会において実施する。

◆校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

【市教委が行うこと】

・各学校に機械警備を今後も継続し設置する。

【学校が行うこと】

・教頭等に固定せず役割分担の見直し等をする。

◆児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

【市教委が行うこと】

・全小学校に安全管理員を配置し、学校敷地内・周辺の巡回や不審者対応など、子どもの安全確保を図る。

【学校が行うこと】

・PTA、学校運営協議会、地域学校協働活動推進員を通じて、保護者・地域住民による支援を募る。

◆校内清掃（「3分類」⑫関係）

【学校が行うこと】

・各学校の状況に応じて校内清掃の実施回数の見直し等を行う。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

【市教委が行うこと】

・平日の部活動については、スポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従い、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

・部活動指導員等の配置以外にも、各地域において、状況や実態に応じて地域人材を活用することにより、効果的な指導を行う。

・我孫子市小中学校体育連盟等関係機関との連携を密にすることにより、部活動や大会運営を組織的かつ計画的に実施する。

・活動時間や休養日の設定状況や順守状況について、学校の実態を把握する。

・部活動の在り方に関するガイドラインを順守し、部活動指導の従事時間の縮減や負担軽減につながる取組を行うことの意義について、継続的に学校を指導する。

・活動方針や年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）の公表について、学校を指導する。

・令和8年度中に、全中学校の休日の全ての部活動（陸上・野球・バスケットボール・ソフトテニス・卓球・サッカー・バレーボール・ソフトボール・剣道・柔道・合唱・演劇・吹奏楽）の地域展開を実現する。

【学校が行うこと】

・各学校の方針や各部活動の特性に応じて、オンシーズンとオフシーズンを考慮し実施する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

食に関する指導については、栄養教諭等が対応する。

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

【市教委が行うこと】

・教職員の負担を減らし、限られた時間の中で効率的に業務ができるように授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフや、集団での行動や授業への集中などが困難な児童生徒に対してスクールサポート教員を継続して配置する。

・デジタル採点システムを中学校に導入し、採点や採点した答案返却の負担軽減を図るとともに、すぐに答案を返却することで効果的な学習につなげる。

【学校が行うこと】

- ・通知票の評価項目は、小中学校ともに各校で年間統一した文言にする。
- ・具体的な評価規準については、保護者に説明責任が果たせるように各学校で作成する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

【学校が行うこと】

- ・校長は教育計画の策定において、学校経営の重点を踏まえた年間の業務の繁閑を見極め、学校行事等の内容を検討する。

◆進路指導の準備（「3分類」⑱関係）

【市教委が行うこと】

- ・調査書を取りまとめ最終点検を実施し、学校の負担軽減を図る。

【学校が行うこと】

- ・進路指導担当者一人に任せるのではなく、組織として対応できる体制を整える。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

【市教委が行うこと】

- ・教育相談センター職員の校内委員会等への参加目標を50%とすることで専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年10回程度実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、外国語通訳支援員など、医療・福祉に関する専門的な人材派遣を継続して行う。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合

には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、欠席確認や学校評価アンケートなどの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、380.8点（R6実績）から上昇する。
- ・勤務時間外については、留守番電話（メッセージ機能）で対応する。
- ・電話対応時間について、次のとおりとする。
 - ノー残業デー：小・中学校 8：00～17：00
 - 他の平日：小学校：8：00～17：30
中学校：8：00～学校ごとに設定
(目安：完全下校時刻の30分後)
 - 土日祝：電話対応なし（学校行事等開催時は平日に準じる）
 - 長期休業中：8：10～16：40（学校閉庁日を除く）
- ・校長は、諸会議の必要性を見極め削減するとともに運営を効率化する。
- ・校長は、諸会議の開始時に終了予定時刻を学校職員に知らせることにより参加職員の時間に関する意識を高め、諸会議が時間外に及ぶことがないよう留意する。
- ・校長は、学校で直接收受した通知文や作品募集等の文書について重要性を判断し、取組削減の視点を持ち対応する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

【市教委が行うこと】

- ・次の条件を満たす教育職員は医師による面接指導を実施する。
 - ① 時間外勤務が1月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員であって、申出をした職員
 - ② 時間外勤務が1月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員であって、所属長が健康障害防止のための措置が必要と認めた職員
 - ③ 本人の申出がなくとも、時間外勤務が1月100時間以上又は連続する2～6月の平均で80時間を超えた職員
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を周知する。
- ・長期休業期間中において年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるように、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校におけるノー残業デー（定時退勤日）を週1回以上設定するよう推進する。

【学校が行うこと】

- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・各学校において、保護者や地域へ設定日を周知し、ノー残業デーを完全実施する。

・夏季・冬季休業など長期休業中の閉庁日を含む「学校閉鎖期間」を年間15日以上設定する。

(4) その他プランを推進するための対応策

【市教委が行うこと】

- ・各校の代休日に重なることがあるため、月曜日の出張を可能な限り設けない。
- ・研修、出張について文書を削減し、電子媒体での通知の増進を図る。
- ・学教教育課・指導課・教育相談センター主催の研修及び出張の見直しを行う。
- ・緊急時は、市役所代表「04-7185-1111」へ電話する。
- ・ファイリング時の区分方法について、市内で共通化を検討し、段階的に進めていく。

【学校が行うこと】

- ・校長は、校務分掌の決定においては、年間を通じて特定の学校職員に業務が集中することがないように業務配分に配慮する。
- ・中学校では、担任と担任以外、部活動主顧問と副顧問等の分掌の違いにより業務量が著しく異なることがないように、業務の平準化を意識し校務分掌を決定する。
- ・校長は、特定の分掌又は時期に業務が集中しないよう、必要に応じて校内の応援体制を組むなど弾力的・効果的な業務運営に努める。
- ・都合により、設定時間内での電話連絡が困難な家庭については、連絡帳等などを活用し、個別に対応できる体制を整える。
- ・部活動等で急な連絡が必要な場合に備え、緊急の連絡方法について保護者へ周知する。

4. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、我孫子市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プラン

平成31年4月(策定)

令和4年4月(改訂)

令和6年9月(改訂)

令和8年4月(改訂)

発行:我孫子市教育委員会 教育総務部 学校教育課